

大野市保健対策推進協議会設置規程

(設置)

第1条 市民の総合的な健康づくりを推進するため、大野市保健対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進協議会は、市が実施する各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、食生活改善等地区の衛生組織の育成、健康教育等住民の健康づくりのための方策について体系的かつ総合的に調査審議するものとする。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、保健所等の関係行政機関、医師会等の保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、健幸福祉部健康長寿課に置く。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、市長が定める。